



発行 東京都

目次

27

規則

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…一
- 東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…四

訓令

- 東京都戦略政策情報推進本部処務規程の廃止……………（総務局人事部調査課）…四
- 東京都保健所処務規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都健康安全研究センター処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都監察医務院処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都病院経営本部処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都中央卸売市場処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都市街地整備事務所処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都多摩建築指導事務所処務規程の一部改正……………（同）…六

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十八号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表政策企画局の部外務部の項の次に次のように加える。

戦略事業部

戦略事業課

第八条第一項の表総務局の部総務部の項中「法務課」を「法務課 グループ経営戦略課」に改

め、同部行政改革推進部の項を削り、同表財務局の項の次に次のように加える。

デジタルサービス局

総務部

総務課

企画計理課

戦略部

戦略課

デジタル推進課

デジタル改革課

デジタルサービス推進部

デジタルサービス推進課

ネットワーク推進課

デジタル基盤整備部

情報システム企画課

情報システム運用課

第八条第一項の表産業労働局の部総務部の項中「企画計理課」を「企画計理課 企画調整課」に改める。

第十九条の表総務部の部総務課の項第十三号中「及び戦略政策情報推進本部」を削り、同部渉外課の項に次の一号を加える。

三 地方分権の推進に関すること（他の局に属するものを除く。）。

第十九条の表外務部の項の次に次のように加える。

戦略事業部

戦略事業課

- 一 国際金融都市・東京の実現に向けた施策の企画、調整及び推進に関すること。
 - 二 外国企業誘致に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
 - 三 国家戦略特別区域等に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 第二十条の表総務部の部法務課の項の次に次のように加える。

グループ経営戦略課

- 一 東京都政策連携団体の指導、監督等に係る総合的な調整に関すること。
- 二 行政管理に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。
- 三 外部監査に関すること。
- 四 監査委員との連絡に関すること。

第二十条の表行政改革推進部の項を削り、同表人事部の部職員支援課の項第五号中「セクシユアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改め、同部制度企画課の項第七号中「総務事務集約組織の開設準備」を「総務事務センターの運営」に改める。

第二十一条の表主計部の部財政課の項第七号中「事業評価」を「政策評価及び事業評価」に改め、同部予算第一課の項第一号中「財務局」の下に「デジタルサービス局」を加え、「戦略政策情報推進本部」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(デジタルサービス局各部課の分掌事務)

第二十一条の二 デジタルサービス局各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

総務課

- 一 局の組織及び定数に関すること。
- 二 局所属職員の人事及び給与に関すること。
- 三 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 四 局事務事業の管理改善に関すること。
- 五 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 六 局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。

七 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。

八 局の個人情報保護に係る連絡調整等に関すること。

九 局事務事業の広報及び広聴に関すること。

十 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。

十一 局内他の部及び課に属しないこと。

企画計理課

- 一 局事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 局事務事業の進行管理に関すること。
- 三 局事務事業の行政評価の実施に関すること。
- 四 局の予算、決算及び会計に関すること。
- 五 サイバーセキュリティを含む情報セキュリティに関すること。

戦略部

戦略課

- 一 情報通信施策に係る調査、総合的な企画及び基本的計画の立案及び推進に関すること。
- 二 情報通信施策に係る国等との連絡調整及び情報収集に関すること。
- 三 区市町村の情報通信施策の推進に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 四 部内他の課に属しないこと。

デジタル推進課

- 一 デジタル関連経費の把握及び分析に関すること。
- 二 ICT人材の育成及び総合調整に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。

デジタル改革課

- 一 構造改革（情報通信技術を活用した行政の推進に関するものに限る。）に係る企画及び調整に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。
- 二 行政手続及び業務改革に係る企画及び指導に関すること。

デジタルサービス推進部

デジタルサービス推進課

- 一 東京の成長に資する先端事業の総合的な企画及び立案に関すること。
- 二 ICTの活用に係る支援に関すること。
- 三 官民連携データプラットフォームの構築に向けた取組に関すること。
- 四 オープンデータの推進に関すること。
- 五 部内他の課に属しないこと。

ネットワーク推進課

- 一 TOKYO Data Highwayの構築の推進に関すること。
- 二 5Gアンテナ基地局等設置に係るワンストップ窓口及びアセットの開放に関すること。
- 三 スマート東京実施戦略に係る企画及び立案並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- 四 島しょ地域の情報通信基盤の整備、保守及び運用に関すること。

デジタル基盤整備部

情報システム企画課

- 一 データ通信ネットワークの整備計画に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 二 データ通信ネットワークに係る設備工事の設計に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 三 部内他の課に属しないこと。

情報システム運用課

- 一 区市町村の情報化施策の推進及び連絡調整に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 二 共通基盤システム及び業務改善に係るICT基盤の運用、管理及び企画調整に関すること。
- 三 データ通信ネットワークの運用及び管理に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 四 データ通信ネットワークに係る設備工事の監督及び設備の保守に関すること

（他の局に属するものを除く。）。

第二十三条の表広報広聴部の部広報課の項第八号中「の運用、管理及び連絡調整等」を「その他のインターネットを活用した広報活動」に改め、同表都民生活部の部地域活動推進課の項第二号中「地域国際化」を「多文化共生」に改める。

第二十三条の二の表スポーツ推進部の部事業推進課の項に次の一号を加える。

八 第七十七回国民体育大会関東ブロック大会の開催準備に関すること。

第二十四条の表都市基盤部の部調整課の項第十号中「下水道法の施行」を「流域別下水道整備総合計画の策定」に改め、同項第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第二十五条の表資源循環推進部の部計画課の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とする。

第二十六条の表健康安全部の部業務課の項第七号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第二十七条の表総務部の部企画計理課の項を削り、同部総務課の項の次に次のように加える。

企画調整課

一 産業政策及び雇用就業政策の総合的な企画及び調整に関すること。

二 産業政策及び雇用就業政策に係る情報の収集、統計及び調査分析に関すること。

三 局事務事業の進行管理に関すること。

四 局事務事業の行政評価の実施に関すること。

計理課

一 局の予算、決算及び会計に関すること（他の課に属するものを除く。）。

第二十七条の表商工部の部経営支援課の項に次の一号を加える。

八 食品産業の振興に関すること（他の部に属するものを除く。）。

第二十七条の表農林水産部の部食料安全課の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 食育の推進に関すること。

三 東京産食材の地産地消の推進に関すること。

第二十七条の表農林水産部の部食料安全課の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 食品に関する情報提供及び食品産業の支援に関すること(他の部に属するものを除く。)

別表三 一の部(二)の項を削り、同表四の部(一)の項中「霞ヶ丘町付近土地区画整理事業」を「東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業」に改め、同表五の部(一)の項中「江東区青海三丁目地先」を「江東区海の森二丁目四番七十六号」に改め、同表七の部(一)の項中「千代田区飯田橋三丁目十番三号」を「新宿区百人町三丁目二十五番一号」に、「大田区本羽田三丁目四番三十号」を「大田区羽田旭町十番十一号」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表三 五の部の改正規定は、公布の日から施行する。

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十九号

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則

東京消防庁の組織等に関する規則(昭和三十八年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表企画調整部の部企画課の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 東京消防庁の構造改革に関すること。

第三条第一項の表装備部の部航空隊の項に次の一号を加える。

四 航空業務の安全管理に関すること。

第十条第二項中「情報化推進担当課長」を「デジタル化推進担当課長」に改める。

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(消防総監の職務の代理)

第十五条 消防総監に事故があつたとき、又は消防総監が欠けたときは、次の各号に掲げる者が当該各号の順序により、その職務を代理する。

一 次長

二 消防総監及び次長を除き、階級が最上位にある者

三 消防総監が別に指定する職にある者

2 消防総監の職務の代理に関し必要な事項は、消防総監が別に定める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第四号

政策企画局
総務局
財務局
戦略政策情報推進本部

東京都戦略政策情報推進本部処務規程(平成三十一年東京都訓令第四十一号)は、廃止する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五号

総務局
財務局
福祉保健局
保健所

東京都保健所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第四十九号)の一部を次のように

改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条第一項の表生活環境安全課の項第一号及び第五条第五号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六号

総務局 財務局 福祉保健局 健康安全研究センター

東京都健康安全研究センター処務規程(平成十五年東京都訓令第二十一号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第一条第十号中「以下「医薬品医療機器等法」という。」(昭和三十五年法律第四百十五号)を「昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。」に改め、「許可」の下に「登録、認定」を加える。

第三条の表企画調整部の部健康危機管理情報課の項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 センターの実施する研究に係る計画、進行政管理及び評価に関すること。

第三条の表広域監視部の部薬事監視指導課の項第一号中「許可」の下に「(保管のみを行う製造所の登録を含む。)」を加え、同項中第十七号を第十九号とし、第七号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定、届出の受理及び監視指導等に関すること。

第三条の表広域監視部の部薬事監視指導課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 医薬品及び医薬部外品適合性確認に係る申請の受理及び確認に関すること。

第十条第十一号中「許可」の下に「(保管のみを行う製造所の登録を含む。)」を加え、同条中第三十号を第三十一号とし、第十三号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定をすること(薬事監視指導課長に限る。)

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第七号

総務局 財務局 福祉保健局 監察医務院

東京都監察医務院処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第五十八号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

附則中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第八号

総務局 財務局 福祉保健局

東京都病院経営本部処務規程（平成十四年東京都訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第十六条第一項の表医事課の項第五号中「こと」の下に「（看護科に属するものを除く。）」を加え、同条第三項の表看護科の項に次の一号を加える。

七 病床の稼働管理に関すること。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

病院 経営 本部

●東京都訓令第九号

東京都中央卸売市場処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表事業部の部業務課の項第十四号中「計画及び調整並びに」を「調整及び」に改める。

第四条第三項中「移転・経営支援担当課長」を「経営支援担当課長」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十号

総務 局

財務 局
都市 整備 局
市街地整備事務所

東京都市街地整備事務所処務規程（平成二十七年東京都訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表補償課の項第七号及び第八号を削り、同表事業課の項中第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げ、同表選手村基盤整備課の項第三号中「施工」を「施行」に改め、同項に次の一号を加える。

七 マルチモビリティステーションに係る調査、測量及び設計並びに工事の施行及び監督に関すること。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十一号

東京都多摩建築指導事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令甲第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表開発指導第一課の項第一号中「開発行為等」を「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為等」に改め、同項第二号中「宅地造成工事等」を「宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）に基づく宅地造成工事等」に改め、

総務 局
財務 局
都市 整備 局
多摩建築指導事務所

同項に次の一号を加える。

五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）に基づく特定開発行為の許可、技術的指導及び監督に関すること。

第三条の表開発指導第二課の項第一号中「開発行為等」を「都市計画法に基づく開発行為等」に改め、同項第二号中「宅地造成工事等」を「宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等」に改め、同項に次の一号を加える。

五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の許可、技術的指導及び監督に関すること。
第三条の表建築指導第二課の項中「小平市」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

